

雪のシーズン到来 除雪作業にご協力ください

12月1日から令和3年3月20日まで、除雪計画に基づいて除雪作業を実施します。安全で効率的な除雪作業に努めますが、作業を円滑に進めるために、みなさんのご協力をお願いします。

みなさんをお願いしたいこと

1 路上駐車はしないでください

除雪作業は、夜間や早朝に行う場合が多いので、道路上や退避所内への駐車はしないようにお願いします。

2 雪を車道に出さないでください

道路は、人や車が通る場所です。交通事故の原因になりますので、雪を道路に捨てるのはやめましょう。

3 除雪車の妨げになるものは片付けてください

道路にはみ出した樹木の枝や障害物などは、事前に撤去をお願いします。

4 雪の塊かたまりの処理にご協力ください

除雪車が通過した後、雪の塊が家の出入口をふさぐことがあります。各家庭・地域のみなさんで処理をお願いします。

5 火災など万一の事態に備えましょう

火災などに備えるため、消火栓や防火水槽の周辺は、地域で除雪作業をお願いします。

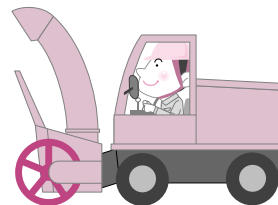
除雪についての連絡先

建設課が状況を確認しながら委託業者への指示や市民のみなさんからの問い合わせに対応します。

除雪対策本部

市 建設課(近江庁舎)

☎52-6925 FAX52-8790



除雪計画や除雪対象路線図は、12月1日(火)から市公式ウェブサイトでご覧いただけます。

高齢の人や障がいのある人へ住宅除雪にかかった費用を助成します

☎ 市 暮らし支援課(山東庁舎)

☎55-8110 FAX55-8130



対象者

- ・高齢者世帯(65歳以上の人だけの世帯)
- ・障がい者世帯で次のいずれかに該当する世帯
 - ①身体障害者手帳1級～4級の人のみ
 - ②身体障害者手帳保持者と65歳以上の人のみ
 - ③身体障害者手帳保持者と中学生以下の人のみ

対象経費

積雪量が50センチメートルを超え、家屋の損傷や災害などの恐れがある場合に、第三者に依頼して行った必要最低限の除雪に要した経費

対象回数 1世帯につき2回(原則)

補助金の額

1回の除雪に要した経費の2分の1を、次の金額の範囲内で助成します。

- ・屋根の雪下ろし作業のみ(上限1万円)
- ・屋根の雪下ろし作業+下ろした雪の排雪作業(上限2万円)

申請方法

事前に民生委員に連絡の上、除雪後は速やかに民生委員の証明(確認)を受け、補助金交付申請書と領収書の写しを暮らし支援課へ提出してください。

水道の凍結防止対策を忘れずに

☎ 市 上下水道課(近江庁舎)

☎52-6923 FAX52-4858

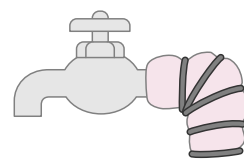
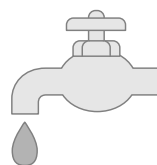
冬の厳しい寒さにより、水道管内の水が凍り、破裂して漏水する可能性があります。漏水すると、高額な水道料金が請求されることもあります。水道の凍結防止対策を行いましょう。

特に注意が必要なもの

- ・屋外に露出している水道管や蛇口
- ・北向きのところや、風当たりの強いところにある水道管
- ・長期間使用していない蛇口

対策

- ・水を少しだけ出しておく
- ・水道管や蛇口等に古いタオルや布きれなどを巻きつける



長く留守にする場合は、メーターボックス内の止水栓を閉め、漏水を防ぎましょう。